

## 平成22年JASPA活動報告(平成22年1月～12月)

平成22年6月17日

### 埼玉県「ホテル美やま」にて運営委員会開催

(幹事組合:埼玉ソフトウェア事業協同組合)

- 運営委員会 出席者10名
- 懇親スポーツ大会 廣済堂埼玉ゴルフ倶楽部

平成22年7月8日

### 北海道「ホテルさっぽろ芸文館」にて運営委員会開催

(幹事組合:北海道ソフトウェア事業協同組合)

- 運営委員会 出席者23名
- 懇親スポーツ大会 恵庭カントリー倶楽部



恵庭カントリー倶楽部にて

平成22年8月5日

### 青森県「青森センターホテル」にて運営委員会開催

(幹事組合:マルマンコンピューターサービス株式会社  
首都圏ソフトウェア協同組合 青森支部)

- 運営委員会 出席者16名
- 懇親スポーツ大会 夏泊ゴルフリンクス

平成22年9月7日～9日

### H22年度連合会等研修事業「JASPAセミナー」開催

- 概要は連合会ホームページに掲載

平成22年9月9日

### 東京都「ザ・プリンスさくらタワー東京」にて運営委員会開催

(幹事組合:首都圏ソフトウェア協同組合)

- 運営委員会 出席者34名
- 懇親スポーツ大会 河口湖カントリークラブ

平成22年10月14日

### 宮城県「江陽グランドホテル」にて運営委員会開催

(幹事組合:宮城県ソフトウェア事業協同組合)

- 運営委員会 出席者17名
- 懇親スポーツ大会 レインボーヒルズゴルフクラブ

平成22年10月28日、11月9日、12月7日

### 東京都「連合会 会議室」にてH23年賀詞交歓会 実行委員会兼広報委員会(第1回～第3回)開催

(幹事組合:電算ソフトウェア協同組合)

平成22年11月11日

### 福岡県「御花」にて運営委員会開催

(幹事組合:ハイテクノロジー・ソフトウェア開発協同組合)

- 運営委員会 出席者24名
- 懇親スポーツ大会 プリジストンカンツリー倶楽部



柳川「川下り」乗船場にて

平成22年12月9日

### 東京都「連合会 会議室」にて 経済産業省商務情報政策局情報処理振興課課長 東條 吉朗氏との座談会開催

- 詳細は本紙「特集」に掲載



平成22年7月JASPAホームページをリニューアルしました。  
企業の皆様の活動や広報をサポートしますので積極的に  
情報をお寄せ下さい。

JASPA 検索

## JASPAが提案する「ITソフトウェア基準法(仮称)」についての要望書

本紙特集「経産省情報課東條課長との座談会」のテーマの一つである「ITソフトウェア基準法(仮称)」は、本年も機会を捉え政府や行政に要望してまいりました。

平成22年08月10日 高橋千秋経済産業大臣政務官を訪問し要望書提出  
吉田おさむ民主党副幹事長、菊田真紀子民主党副幹事長を訪問し要望書提出

平成22年09月01日 桜井 充民主党政策審議会長を訪問し要望書説明

平成22年12月22日 経済産業省情報処理振興課 下田裕和課長補佐と打合せ

要望書を以下に掲載させていただきます。

### 要 望 書

所属(団体名) 全国ソフトウェア協同組合連合会(JASPA)  
http://www.jaspanet.or.jp  
氏 名 会 長 中島 洋(なかじま ひろし)  
専務理事 横尾 良明(よこお よしあき)  
住 所 〒108-0074  
東京都港区高輪2丁目15番8号  
グレイスビル泉岳寺前  
連絡先 担当者氏名:眞杉 幸市(ますぎ こういち)  
電話:03-3473-9877 FAX:03-5798-7589  
e-mail:jaspas\_info@jaspanet.or.jp

#### 1. 提案要旨

ITソフトウェア業の中小企業全国団体として「ITソフトウェア基準法(仮称)」の制定を要望いたします。

#### 2. 提案の背景

■日本のITソフトウェアは大きなリスク(危険)を内包している  
ITソフトウェアの開発や運用は、最先端の技術で実現されている半面、いつ障害や事故が発生してもおかしな脆弱さを内包しています。開発においては「要求された機能を満足できない」、「約束した期限内に完成できない」といった問題が日常的に生じています。いったん稼働した後でも設計上の不備などから障害を起こし機能停止してしまうことがしばしば起こります。国の情報システムでさえ、特許庁や国会図書館、国税庁の基幹システムが開発に難渋した(現在もしている)事例があります。東京証券取引所の機能障害や、メガバンクのオンラインダウンは、経済的・社会的に重大な損害をもたらしたトラブル事例です。  
国家戦略として情報通信技術戦略を展開しようとしている今、情報システムの範囲は生活・医療・教育といった分野に広がろうとしています。ITソフトウェアのトラブルが国民の命や生活を脅かしかねない時代が来るのです。

#### 3. 提案の理由

■ITソフトウェア業界の基準となる法律の重大な必要性  
ITソフトウェア業界は、建築・建設分野によく似た構造を持ちます。建築・建設分野では、建築基準法・建設業法・建築士法などの法制によって国民に対して最低限の保証を与えています。ところが、ITソフトウェア分野には同様の法制は存在しません。この違いが生じた原因は、建築・建設に比べてITソフトウェアの歴史が浅く、しかも先端分野として発展し続けてきたため法制が進化に追いついていないということでありましょう。

法制が施行されてから半世紀以上が過ぎた建築・建設分野でさえ、「耐震偽装」のような致命的問題が依然として生じるのですからITソフトウェアにも法制の枠組みが必要であることは自明の理です。国民に対する保証がないままITソフトウェアを放置することはあまりにも危険です。

従来、民間レベルのITソフトウェア開発・運用においては、問題が発生すると「やり直し」や「金銭的な和解」によって解決してきました。しかし、国家的・社会的な情報技術の利活用時代においてはやり直しや金銭的な和解によって解決し得ない問題が生じます。「週7日24時間サービスを提供する電子行政システム」や「医療サービスシステム」に障害が起こってはなりませんし、「教育」や「国民情報管理」のシステムに瑕疵や情報の漏洩があってはならないはず。

日本にとって安心・安全な情報通信システム(社会)を実現し維持していくための「前提」として「ITソフトウェアの開発・運用の基準」となる法制が必要なのです。

#### 4. 提案の内容

##### ■「ITソフトウェア基準法(仮称)」を制定すべし

私どもは、長年にわたってソフト開発・運用上の大小さまざまな問題に直面し解決にあたってきた経験から、国民に対する安全・安心保証の前提となる「ITソフトウェア基準法(仮称)」を制定することを提案いたします。

「ITソフトウェア基準法(仮称)」は、ITソフトウェアの開発と運用に携わるすべての立場(発注者側も受注者側も含む)の者が、品質・安全・信頼を実現するための共通の土台となる法制です。本要望ではごく基本的な必須要素を挙げるにとどめますが、本基準法が一刻も早く成立し、国家戦略に沿った情報システムをはじめ、日本のあらゆるITソフトウェアに適用されることを期待します。

##### <ITソフトウェア基準法(仮称)の必須要素>

ITソフトウェア基準法では、下記のことを規定します。

- ① ITソフトウェアの開発と運用の工程(プロセス)を「共通フレーム」として定める。
- ② 各工程で必ず作成すべき設計書などの資料(ドキュメント)を定める。
- ③ 資料の作成(追加/変更)にあたっては、日付、作成責任者の氏名・所属、監修責任者の氏名・所属、変更履歴等の記述を定める。この時の作成責任者や監修責任者は情報処理技術者試験の高度試験の合格者やITコーディネータ、または技術士(情報工学)であることが望ましい。
- ④ 資料(ドキュメント)は、一定期間の保管を義務付け、関係者が必要に応じて閲覧できるようにする。

##### <ITソフトウェア基準法(仮称)の狙いと効用>

この基準法により、

- ① ITソフトウェアの開発における工程の一貫性・整合性や、取引内容の透明性が確保できる、
- ② ITソフトウェア開発や運用を専門組織や専門家(会社や個人)に頼む際の手続きを標準化し統一できる、
- ③ ①と②を通じてITソフトウェアを可視化・可触化する、

の三つを目指します。  
三番目の「ITソフトウェアの可視化・可触化」を実現できることが、本法の大きな効用となり、ITソフトウェアの品質・信頼性・安全性を担保することにつながるのです。

ITソフトウェアの開発や運用にあつては、「ITソフトウェアが目に見えない・さわ触れない」存在であることが、さまざまな問題の原因となってきました。ソフトが注文通りに動かない、いつまでも完成しない、障害が発生し損害を被った——といったトラブルが法廷に持ち込まれた事例は数々あります。しかしながら、各種各様の様式で記述された設計書やプログラム記述を法廷で検証することは困難を極め、「なにを注文したのか」「完成したのか」「未完成なのか」といったごく基本的な状態の特定すら不可能なケースが多いのです。弁護士や裁判官にしても、拠り所となる法理・法源が不定では審理の進めようもなく、裁定の下し方がありません。  
基準法の制定によってITソフトウェアの「法による可視化・可触化」が図られ、問題の多くが解決するものと信じます。

ITソフトウェアの発注者と受託者の関係だけでなく、元請けから下請けまで多層にわたる供給者間の取引においても非常に有用な基準が規定されることとなります。

ITソフトウェアも人間が作るものである限り、必ず間違いや不備を避けられません。それでも、本基準法があることによって、問題が生じた時に原因がたどれ、責任の所在を明らかにする手がかりが得られること——このことが技術とは独立した大きな進歩となるのです。

※「ITソフトウェア基準法(仮称)」の要望活動については連合会ホームページご参照